

○H C V又はH I Vに汚染された血液等に接触した場合における療養補償の取扱いについて

平成6年1月31日地基企第5号
各支部事務長あて 企画課長

第1次改正：平成16年3月31日地基企第29号

第2次改正：平成22年9月15日地基企第46号

標記については、地方公務員災害補償法第27条に規定する療養の範囲に関し、下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に遺漏のないように願います。

記

1 H C V（C型肝炎ウイルス）に汚染された血液等に接触した場合

- ① 病院、保健所、研究所等に勤務する職員（以下「医療従事者等」という。）が、H C Vに汚染された血液等を含む注射針等（感染性廃棄物を含む。）により手指等を公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上受傷した場合又は医療従事者等の既存の負傷部位、眼球等に公務に起因して当該血液等が付着した場合において、当該受傷又は血液等の付着（1の②において「受傷等」という。）の後、その部位に洗浄、消毒等の処置が行われたときは、当該処置を療養補償の対象とするものとする。

なお、感染性廃棄物とは、「感染性病原体（人が感染し、又は感染するおそれのある病原体）が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）別表第1）をいう。（第1次改正・一部）

- ② 受傷等の後、H C V抗体検査等の検査（受傷等の直後に行われる検査を含む。）が行われた場合には、当該検査を療養補償の対象とするものとする。ただし、受傷等以前から既にH C Vに感染して

いたことが判明している場合のほか、受傷等の直後に行われた検査により、当該受傷等以前からHCVに感染していたことが明らかとなった場合には、その後の検査は療養補償の対象としないものとする。

2 HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に汚染された血液等に接触した場合

- ① 医療従事者等がHIVに汚染された血液等を含む注射針等（感染性廃棄物を含む。）により手指等を公務上受傷した場合又は医療従事者等の既存の負傷部位、眼球等に公務に起因して当該血液等が付着した場合において、当該受傷又は血液等の付着（2の②において「受傷等」という。）の後、その部位に洗浄、消毒等の処置が行われたときは、当該処置を療養補償の対象とするものとする。
- ② 受傷等の後に行われたHIV抗体検査等の検査（受傷後の直後に行われる検査を含む。）については、前記1の②と同様に取り扱うものとする。
- ③ 受傷等の後HIV感染の有無が確認されるまでの間に行われた抗HIV薬の投与は、感染の危険に対し有効であると認められる場合には、療養補償の対象とするものとする。（第2次改正・追加）

3 適用期日

この通知は、平成5年10月1日以降の診療に係るものについて適用するものであること。